HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	獨逸内國殖民事業の成績 第三報
Author(s)	上原, 轍三郎
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 9, 294-317
Issue Date	1941-04
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10705
Type	departmental bulletin paper
File Information	9_p294-317.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

獨逸內國植民事業の成績　第三報

上原轍三郎

一、はしがき

第一次世界大戰の後、獨逸國が革新的な內國植民運動を起し、國家更生の第一歩を踏み出したことは著名な事實であつて、獨逸の全國民が之れに多大の期待をなしたるのみならず、他外國民よりも非常な關心を以て觀られたものである。我國に於ても其の當時斯界の學者又は識者によりて其の制度を紹介し、其の結果を論評せられたるもの少なからず大に注意を引きたる所である。[1] 從て其後に於ける此の制度の發達經過、即ち果して所期の成果を得つゝあるや否や事業の成績如何と云ふことは最も興味ある研究問題となつて居るのである。此處に於て余は先に「戰後獨逸の內國植民事業と其の成績」[2]「獨逸內國植民事業の現況」[3]と題して其の制度の內容及經過發展の大要を二度ばかり紹介報告したり。然るに最近、雜誌新農民（Neues Bauerntum）經濟と統計（Wirtschaft und Statistik）其の他獨逸國統計年鑑（Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich）等に、三の著書に於て、一九三九年迄の成績の大要を知り得たるを以て茲に又之れを紹介せんとするものである。固より簡單なる一記述に過ぎずと雖も盟邦獨逸が眞劍なる努力を以て行ひつゝある此の制度が又我國國策遂行上に何等かの參考ともなり得れば幸である。

1）拙著「戰後獨逸の內國植民事業と其の成績」
高岡熊雄先生在職三十五年記念論文集「農政と經濟」662—3參照。
2）同　上　661—719頁
3）札幌農林學會々報第廿四年第一一〇號（昭和七年十二月號）

尙ほ此處に一言すべきは本制度の創設は一九一九年八月十一日の獨逸國移住法（Reichssiedlungs-gesetz）によるものにして獨逸國は其の當時、社會民主黨の時代なりしが、其後一九三三年に至り國民社會主義の國となり、同年七月十四日の法律によりて新農民運動（Neues Bauerntum）として一層の强化を來したものにして此の研究に於ては常に一九三三年を境界として其の前後の成績を比較考察することに努めたり。

二、移住用地の獲得用意

移住事業の基底をなすものは土地である。從て其の用地を獲得用意することは此の事業の第一の仕事である。而して其の一九一九年より二八年に至る成績に就ては既に此の第一報に於てやゝ詳細に記述する所ありたるを以て此處に其の後に於ける成績に就きて記述せんとするものであるが、之れを四つの項目に分ちて考察することが出來ると思ふ。即ち(a)面積、(b)源給、(c)價格、(d)購買手段之れである。以下此の順序によつて少しく檢討して見る。

(a)移住用地として獲得用意せられたる土地の面積、既に研究したる如く一九一九年より一九二八年に至る十ケ年間に於て移住用地として獲得したる土地は五十萬陌にして一年平均五萬陌であるが、其後に於ける實績は次表の如きものがある。

移住用地の獲得用意年次表

年次	面積（陌）	一年平均面積（陌）	割合％
一九一九—一九二八	五〇〇、六三二	五〇、〇六三	三一・七八
一九二九—一九三〇	二四六、二一四	一二三、一〇七	一五・六三
一九三一	一一一、九九五	—	七・一一

一九三二		八一、七三七			五・一九
計		九四〇、五七八	六七、一八四		五九・七〇
一九三三	一〇七、〇五八			六・八〇	
一九三四	一四八、一一三			九・四〇	
一九三五	一二二、八四八			七・八〇	
一九三六	八二、二二五			五・二二	
一九三七	六三、八五九			四・〇五	
一九三八	六三、九三二			四・〇六	
一九三九	四六、九〇九			二・九八	
計	六三四、九四四	七九、三六八		四〇・三〇	
合計	一、五七五、五二二	七五、〇二五		一〇〇・〇〇	

即ち一九一九年獨逸國移住法發布以來一昨年即ち一九三九年に至る迄二十一年間に此の事業の爲めに獲得用意したる全地積は實に百五十七萬五千陌にして、之れを本法發布の當時フレーゼ氏が移住地として豫想したる六百四十萬陌に比すれば、正に二四・六一%に相當し相當な實績を示すものと云はなくてはならない。而して之れを年次的に見れば一進一退を免れずと雖も一九三一―二年の頃と、一九三三―三五年の頃は最も隆盛を示し、十萬陌以上の土地が獲得用意せられて居る。然るに一九三六年頃より漸次減退の勢を示し、一九三九年には四萬七千陌に低下せり。之れ云ふ迄もなく獨逸國が戰時非常時局に直面したるが爲めにして止むを得ざるものと見るべきである。否國家非常時に際して尙ほよく此の事業を實行しつゝあるは寧ろ驚嘆に値するものと云ふべきである。而して今之れをナチス獨逸の出現したる一九三三年を界として前後二期に分ちて見るに前期十四ケ年に於ては九十四萬陌、後期七ケ年に於ては六十三萬五千陌にして、各々五九・七〇%と四〇・三〇%とに相當する。而して之

れを一ケ年の平均に見るに前期に於ては六萬七千百八十四陌なるに對し、後期に於ては七萬九千三百六十八陌にしてナチス獨逸に至り此の事業が一層強化され、後に述ぶるが如く其の徹底せる農業政策を顯現せるものと云ふべきなり。

次に此れ等の土地は獨逸國何れの地方より提供されたるものなるやを見るに次表の如きものがある。

移住用地獲得用意地方別表

地方	實數（陌）			百分率（%）		
	一九一九—三二	一九三三—三九	一九一九—三九計	一九一九—三二	一九三三—三九	一九一九—三九計
オストプロイセン	一七八、五四四	六七、五五八	二四六、〇八三	一八・九八	一〇・六四	一五・六三
ブランデンブルグ	一〇六、八七五	六一、八二一	一六八、六九六	一一・三六	九・七四	一〇・七一
ポンメルン	一九二、一三三	一一四、八三四	三〇六、九五七	二〇・四三	一八・〇九	一九・四八
シュレジエン	一五九、八一三	九八、一〇八	二五七、九二一	一六・九九	一五・四五	一六・三七
ザクセン	三二、一〇一	二一、七二七	四三、九二八	二・三六	三・四三	二・七九
シュレスウツヒホルスタイン	七六、三九五	三三、四三五	一〇九、八三〇	八・一三	五・二七	六・九七
ハンノーバー	四三、二七七	四三、二八五	八五、五六二	四・六〇	六・六六	五・四三
ウエストハーレン	七、九〇九	六、〇六六	一三、九七五	〇・八四	〇・九六	〇・八九
ヘツセンナツサウ	六、四四四	五、四九七	一二、九四一	〇・六九	〇・八七	〇・七六
ラインプロビンツ	四、三四六	七、八二二	一二、一六七	〇・四六	一・二三	〇・七七
ホーヘンツオレン	—	四二	四二	—	〇・〇二	—
プロイセン計	七九七、九二七	四五九、一七三	一、二五七、一〇〇	八四・八三	七二・三三	七九・七九
バイエルン	三五、四三三	一八、六八八	五四、一二一	三・七七	二・九四	三・四四
ザクセン	三、〇八一	一二、三一四	一五、三九五	〇・三三	一・九四	〇・九八
ビュルテンベルグ	—	四、〇五〇	四、〇五〇	—	〇・六四	〇・二六
バーデン	—	五、〇五八	五、〇五八	—	〇・八〇	〇・三二

チユリンケン	五、八二	五、五九〇	二、四七二	〇・六三	〇・八八	〇・七三
ヘツセン	一、六九五	二、九二	一四、六八七	〇・一八	二・〇五	〇・九三
ハンゼシユタツトハンブルグ	八六	一	八七	〇・〇一	—	〇・〇一
メクレンブルグ	八七、五三四	八五、八一〇	一七三、三四	九・三一	一三・五一	一一・〇〇
オルデンブルグ	七、四四九	七、〇一〇	一四、四五九	〇・七九	一・一〇	〇・九二
プラウンシユワイヒ	八五八	二、八七三	三、七三〇	〇・〇九	〇・四五	〇・二四
ブレーメン	一四	一三七	二八一	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二
アンハルト	一〇三	三、八五〇	三、九五三	〇・〇一	〇・六一	〇・二五
リツペ	三九七	三三一	七二八	〇・〇四	〇・〇五	〇・〇五
シヤンプルグリツペ	—	二七六	二七六	—	〇・〇四	〇・〇二
ザーアル	—	五八七	五八七	—	〇・〇九	〇・〇四
ウイン地方	—	一五五	一五五	—	〇・〇三	〇・〇一
下ドーナウ地方	—	二三、五一六	二三、五一六	—	一・九七	〇・七九
上ドーナウ	—	五五	五五	—	〇・〇一	—
スタイエルマルク	—	六三九	六三九	—	〇・一〇	〇・〇四
ケルンテン	—	二四八	二四八	—	〇・〇四	〇・〇二
ズデーテンランド	—	二、〇一二	二、〇一二	—	〇・三三	〇・一三
ダンチツヒ	—	五八〇	五八〇	—	〇・〇九	〇・〇四
ウエストプロイセン	九四〇、五七八	六三四、九四四	一、五七五、五二一	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
計	五九・七〇	四〇・三〇				
%						

即ちプロイセンに於ては百二十五萬七千百陌にして總體の約八〇%を占め、主要なる位置を占めて居ることを知るのである。其他に於てはメクレンブルが一一%、バイエルンが三%にしてやゝ多きを占むるも他は何れもコンマ以下に過ぎず、從て此の事業は獨逸の全國的な運動であると稱するも數量的にはプロイセンを主とするものといはざるべからず、而してプロイセンに於てもポンメルン、シユレジエン、オストプロイセン、ブランデンブ

ルグ等が主要なる地方である。而して特に此處に注意を要すべきは今次獨逸が合併したるズデーテン、ダンチツヒ、ドーナウ等の地方に於て早くも一萬六千五十陌の土地を獲得用意せることにして獨逸の機敏なる活動が早くも此の種の事業に顯はれて居ることである。

(b) 次に之れ等の土地は如何なる給源によつて提供せられて居るやを見るに、元來移住法に於て規定す所を見るに移住用地の給源として國有地、泥炭地及荒蕪地、二十五陌以上の農場、百陌以上の農場の四種類が擧げられてある。其の詳細なる記述は小文「戰後獨逸の內國植民事業と其成績」[1]に記する所なるが、今最近の統計によつて其の實狀を見るに次表の如きものがある。

種類	一九一九—一九三二	一九三三—一九三八	計(一九一九—一九三八)	割合%
國有地	九二、二一六	七六、〇九七	一六八、三一三	一一・〇一
泥炭地及荒蕪地	三三、五九七	—	—	—
百陌未滿農場	一〇二、一七四	七四、六五三	× 二一〇、四二四	一三・七七
百陌以上農場	七一二、五九一	四三七、二八五	一、一四九、八七六	七五・二二
計	九四〇、五七八	五八八、〇三五	一、五二八、六一三	一〇〇・〇〇

備考 ×八一九一九年より一九三二年迄の泥炭地及荒蕪地三三、五九七陌を含む

此の統計に於ては泥炭地及荒蕪地に關するものは一九三二年迄より記載されず、其後に於けるものは他の種類の內に抱含されてあるを以て充分明かならずと雖も一九三八年迄總數百五十二萬八千陌を獲得用意したる內十六萬八千陌は國有地より、二十萬陌は百陌未滿の農場より、百十五萬町歩は百陌以上の農場より獲得せられたるものにして、大部分は百陌以上の農場より得たるものと云ふべし。今又之れをフレーゼ氏の示す豫想面積と比較するに次表の如きものがある。

1) 前揭論文 679—682頁、(別刷10—21頁)參照

種類	フレーゼ氏の豫想面積	一九三八年迄に獲得用意せる面積	割合 %
國有地	六〇〇、〇〇〇	一六八、三一三	二八・〇五
泥炭地及荒蕪地	二、〇〇〇、〇〇〇		
百陌以下の農場	二、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、四二四	一〇・五二
百陌以上の農場	一、八〇〇、〇〇〇	一、一四九、八七六	六三・八八
計	六、四〇〇、〇〇〇	一、五二八、六一三	二三・八八

此の統計に於ては泥炭地及荒蕪地に關するものを分ち與えられざるを以て不完全を免れずと雖も既に獲得用意せられたる土地は豫想地に對し國有地に於ては二八・〇五%、百陌以下の農場に於ては一〇・五二%、百陌以上の農場に於ては六三・八八%なるを見るのである。從つて本事業は大農場を對象とする部分に於て大に進展する所ありたるも其他の部分に於ては猶ほ未だしの感ありと云はざるべからず。

(c) 次に購買價額に關する統計を見るに次表の如きものがある。

移住用地の價額表

年次	購入總價額	購入地面積	一陌當り平均價格	同上の總平均價格に對する比率
一九二九	九二、〇七七、三七五 厩	九二、八二五 陌	九九二 厩	一一〇・七
一九三〇	九二、六一七、八七〇	一〇〇、一三四	九三五	一〇三・二
一九三一	六二、九一七、七六〇	七二、四七九	八六八	九六・九
一九三二	三九、一七四、七八六	六〇、九三〇	六四三	七一・八
一九三三	五三、七八六、一九三	七八、九五四	六六九	七四・七
一九三四	八二、三九、三三三	一二六、〇三四	七〇九	七九・一
一九三五	九一、一〇四、七八一	一〇〇、六九九	九〇五	一〇一・〇
一九三六	六一、六三一、四三四	六二、三〇五	九九一	一一〇・六

一九三七	五三、七四九、二九八	四八、三九一	一、一二	一三四・〇	
一九三八	七三、九五一、六四七	五〇、七五五	一、四五七	一六二・六	
計（一九二九―一九三九）	七〇三、二四一、四六七	七八三、四〇六	八九六	一〇〇・〇〇	

即ち一九二九年より一九三八年迄の間に於て購入したる總面積七十八萬三千陌に對し、支拂ひたる金額は七億二百萬麻にして一陌當り平均八百九十六麻なり。而して一九三〇年には前年よりやゝ多量に購買したるにも係らず、陌當の價格は低下し、其後の二ケ年間は購買價額も、面積も減少し、陌當り價格も著るしく低下して居るが一九三三年以後、一九三五年迄は三者共漸次增高し、一九三六年よりは購買價額、面積共に著るしく減少し、陌當り價格は著るしく騰貴せるを見るのである。之れ戰時非常の時に遭遇したる結果と見るべきである。而して陌當り價格は勿論土地の良否、建物又は動物資本の有無多少等種々の事情によりて異るを以て之れを一概に云ふことは能はざるも近時著しく騰貴せるものあるを見る所である。

(d) 次に注意すべきことは此れ等の土地を獲得したる手段の問題である。之れに就いて充分なる統計を得ざるも一九二九年より一九三六年に至る迄のものに就き見るに次の如し。

移住用地獲得の手段（一九二九―一九三六年）

獲得の手段	面積 陌	割合
自由購買によるもの	六二四、九八八	六九・九
強制的競賣法によるもの	五二、一八五	五・八
沒收によるもの	二、七四七	〇・三
委託によるもの	二一三、九四三	二四・〇
計	八九三、八六三	一〇〇・〇〇

即ち自由購買によるものは約七〇%にして、強制又は沒收によるものは僅かに六%に過ぎず、本法に於ては土

地獲得の困難を想像して種々の強制手段を規定する所ありと雖も事實に於ては大部分の土地が圓滿なる方法により獲得せられて居ることを知るものである。尙ほ之れに就ては一九二八年以前に於ける實情を參照して多くの興味を感ずるものがある。[1]

三、新農民の設定

上述の如くにして獲得用意したる土地に新農民の移植設定は如何に行はれたるやを見るに之れを、(a)、新農民の設定數及面積、(b)、新農民の人的關係、(c)、新農民地の價格等に分ちて研究する。

(a)　新農民の設定數及面積

今一九一九年以後に於ける新農民の設定數及面積を年次的に一表として示せば次の如くである。

年	實數					割合（%）			
	設定戶數	設定面積	移住人口	一農場平均面積		設定戶數	設定面積	移住人口	
一九一九—二八	二六、三四三	二五九、五一四	一二三、二七一	九・八五	陌	三三・四九	二七・三六	三三・二七	
一九二九	五、五四五	六一、二一三	二三、七六六	一一・〇		七・〇五	六・四五	六・九八	
一九三〇	七、四四一	七九、八三三	三一、七三三	一〇・七		九・四六	八・四三	九・三三	
一九三一	九、〇八二	九九、六二四	三九、〇〇四	一一・〇		一一・五五	一〇・五〇	一一・四五	
一九三二	九、〇四六	一〇一、九二六	四〇、二八六	一一・三		一一・四七	一〇・七四	一一・八三	
計	五七、四五七	六〇三、一一〇	二四八、〇六〇	一〇・四八		七三・〇四	六三・四七	七二・八五	
一九三三	四、九一四	六〇、二九七	二〇、七一九	一二・三		六・二五	六・三六	六・〇八	
一九三四	四、九二一	七四、一九三	二〇、九五〇	一五・〇		六・二七	七・八二	六・一五	
一九三五	三、九〇五	六八、三三八	一七、〇一〇	一七・五		四・九六	七・二〇	五・〇〇	
一九三六	三、三〇八	六〇、三五八	一四、九二五	一八・二		四・二二	六・三六	四・二八	

1）　拙著前掲論文　697—700頁（別刷 37—40頁）

一九三七	一、八九四	三七、五九六	八、四二九	一九・九	二・四一	三・九六	二・四八			
一九三八	一、四五六	二七、八三四	六、七三三	一九・一	一・八五	二・九三	一・九八			
一九三九	七九八	一七、九二七	*三、六七一	三三・五	一・〇二	一・八九	一・〇八			
計	二一、二〇六	三四六、五四二	九二、四四七	一六・三四	二六・九六	三六・五三	二七・二五			
合計	七八、六六三	九四八、六五三	三四〇、五〇七	二三・〇六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇			

備考　*推算、前年の一戸平均四・六人を本年度の設定戸數七九八に乘じたるもの。

即ち本制度創設以來一九三九年に至る二十一年間に七萬八千六百六十三戸の新農民を設定し、九十四萬八千六百五十二陌の土地を分配し、三十四萬五百七人の移住者を得たものである。從つて一ケ年平均三千七百四十六戸四萬五千百七十四陌、一萬六千二百十五人宛を設定したる計算なり。此の總數を一九三三年の調査に依る獨逸の農業經營總數三、〇七五、四五四に比すれば二・五六%に、農業經營總面積四一、五六七、〇〇〇陌に比すれば、一一・二八%、農林人口一三、六六一、〇〇〇人に比すれば二・四九%に相當し、之れを獨逸國の農業全體より見れば大なる數といふこと能はず、而して此處に特に注意すべきは一農場當り平均面積が一九三三年前に於ては一〇陌内外なりしものが、其の後に於ては漸次擴大され一九三三―一九三九年の平均に於て一六陌となりたることにして之れ畢竟ナチス政權は健全なる農民の設定に力を致し經營面積を擴大强化することに努めたるが爲めなりと解すべきである。次に之れを地方別に見るに次表の如きものがある。

新農民の設定（地方別）

地方	實數						計數		百分率（%）	
	一九一九―一九三二		一九三三―一九三九							
	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積
東プロイセン	一一、五九六	一三四、九九	二、四一九	四一、七四八	一四、〇一五	一七六、七三七	一七・八三	一八・六三
ブランデンブルグ	七、四四〇	六〇、六八四	二、〇一三	三五、一七三	九、四五三	九五、八五七	一三・〇二	一〇・一〇

| | | |

ダンチツヒウエストプロイセン							
獨逸國計	五七、四五七	六〇三、一一〇	二一、一〇六	三四六、五三	七八、六六三	九四八、六五三	一〇〇・〇〇
%	七三・〇四	六三・四七	二六・九六	三六・五三	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

即ち總數七萬八千餘戸、九十四萬八千餘陌の內六萬五千餘戸、七十八萬四千餘陌はプロイセンに屬し、夫々八二%以上を占めて居る。

而してプロイセンに於てもオストプロイセン、ポンメルン、シユレジエン、ブランデンブルグ等は特に多數を占め一〇乃至二〇%を占めて居る。其の他シユレスウツヒホルスタイン、ハンノーバー等はや〻多き地方である。プロイセン以外に於てはメクレンブルグの一〇%內外を以て最高とし、バイエルン、オルデンブルグの二%內外を以て之れに亞ぐものとし、其の他は何れも少數にしてコンマ以下に屬するものである。從つて新農民の設定も用地の獲得用意と相對應してプロイセンを以て主要なる地方とするものである。

(b) 新農民の人的關係

更に此れ等新農民の人的關係は如何と云ふに一九三八年に設定したる一、四五六戸に就て見るに一、三二六戸、即ち總數の九一%は移住前に於て旣に農業に從事したものなりと云ひ、又七七〇戸、即總數の五三%は獨立の農業經營者であり、又二四八戸、即ち總數の一七%は農家の子弟で其の家に於て農業に從事して居つたものであり、二三〇戸、即ち總數の一六%は農業勞働者であつたと云ふことである。以て移住前に於ける農事關係を知ることが出來る。而して此處に特に注意を要することは從來獨立の農業經營者たりしもの、又は農家の子弟たりしものゝ割合が漸次增大し來れることにして此の兩者を合したるもの〻總數に對する割合は一九三四年には四八%、一九三五年には五五%、一九三六年には五八%、一九三七年には六七%なりしが一九三八年には七〇%に上昇して

居るのである。從て農業に從事したることなきものは僅かに九%にして從來より著るしく減少したり。之れ最近小新農民の設定を少くし、新農民は農業者より多く之れを撰定することゝなしたるが爲めなりと云ふ。

次に其の出身地と移住地との關係を見るに一九三八年に於ては一、二六四戸、即ち總數の八七%（前年は七七%）は出身地と移住地とを同ふするものであつて其の內一七八戸、即ち總數の一二%（前年は一二%）は其の農場に於て曾て傭人として働き居たるものであると云ひ、又東部地方に移住したるもの六八二戸の內九六戸、即ち一四%は西南地方より移住したものであると云ふ。之れ等の關係を年次的に表示すれば次の如くである。

年次	新農民戸數	其內移住地域內の移住者		東部地方に於ける新農民戸數[1]	其內西南ドイツよりの移住者	
		戸數	%		戸數	%
一九二三—一九三二年計[3]	四七、五一〇	三〇、二四〇	六三・六	三六、三七〇	四、二三〇	一一・六
一九二三—三二平均[2]	四、七五一	三、〇二四	六三・六	三、六三七	四二三	一一・六
一九三三	四、九二四	四、〇八八	八三・三	三、六五三	四七三	一二・九
一九三四	四、九三一	四、一二七	八三・七	三、一九一	五五六	一七・四
一九三五	三、九〇五	三、二四三	八三・〇	二、六三三	四〇六	一五・四
一九三六	三、三〇八	二、六八九	八一・三	二、一六七	三三三	一五・三
一九三七	一、八九四	一、四五一	七六・六	一、〇五三	一八九	一八・〇
一九三八	一、四五六	一、二六四	八六・八	六八二	九六	一四・一
一九三三—一九三八 計	二〇、四〇八	一六、八六三	八二・六	一三、七七七	二、〇五三	一五・三
一九三三—一九三八 平均	三、四〇二	二、八一〇	八二・六	二、二三〇	三四二	一五・三
一九二三—一九三八 計	六七、九一八	四七、一〇三	六九・四	四九、七四七	六、八二二	一三・六
一九二三—一九三八 平均	四、二四四	二、九四三	六九・四	三、一〇九	三九二	一三・六

次に新農民の年齡に就て見るに三〇乃至五〇歲のもの最も多く、一九三八年の例に於ては其の數一、〇一八戸、

1）東プロイセン。ブランデンブルグ、ポンメルン、シュレジエン、メクレンブルグ
2）1929年に於けるバイエルンを含まず。
3）1923年—32年の平均に此の期間10年を乘じたる數。

即ち總數の七〇%に達して居る。而して三〇歳未滿のものは一八八戸、總數の一三%、五〇歳以上のものは二五〇戸、總數の一七%である。

次に其の家族構成の狀態を見るに一九三八年の例に於ては總數六、七三三人にして平均一農家四・六人(前年四・五人)である。而して家族を有せざる農家は殆んとなく、二乃至三人を有するもの五八〇戸、三九・八%(前年三八・六%)四乃至六人を有するもの五七三戸、三九・四%(前年三七・六%)、七人以上を有するもの一一二戸、七・七%(前年六・二%)である。

(c) 土地の購入價格

一九三八年に設定せられたる新農民一、四五六戸の購入したる土地の總面積は二七、八三四陌にして其の代價は五九、三五〇、〇〇〇麻である。故に一戸の價格は平均四〇、七六二麻(前年は三七、九〇〇麻)にして一陌の價格は平均二、一三二麻(前年一、九〇九麻)である。今之れ等購買價格の發達變遷を一表として示せば次の通りである。

年次	購入價額總計	平均價格		年次	購入價額總計	平均價格	
		一戸當り	一陌當			一戸當り	一陌當
	麻	麻	麻		麻	麻	麻
一九二九[1]	一四〇、四〇三、二〇四	二六、三三	二、三一〇	一九三四	一〇八、三七四、二五五	二一、九七八	一、四六一
一九三〇	一九〇、八一九、八八七	三五、六四四	二、三九〇	一九三五	一一〇、九三九、三九二	二八、四一〇	一、六二三
一九三一	二一六、七七一、四六六	三三、八六八	二、一七六	一九三六	一〇五、三一三、九〇七	三一、八三六	一、七四五
一九三二	一七五、四七四、五四四	一九、三九八	一、七三三	一九三七	七一、七八二、七二〇	三七、九〇〇	一、九〇九
一九三三	八六、八〇〇、二三八	一七、六六四	一、四四〇	一九三八	五九、三四九、八三六	四〇、七六二	二、一三二
				計	一、二六六、〇三九、四四九	二四、六四四	一、八七七

備考 (1) バイエルンを缺く。

即ち一陌當り及一戸當り平均價格は一九三三年迄漸次低下し、それより更に上昇して居る。而して過去十ケ年間の總平均に見るに一陌一、八八七麻、一戸二四、六七四麻である。今之れを平價を以て我國の貨幣に換算すれば、一町歩九百六圓、一戸分一萬一千八百四十四圓となるのである。農林省の調査による昭和十二年度我國農家の經濟調査を見るに自作農一戸の平均純財産は一〇、一二五圓にして之れと相類するものあるを見るは奇とすべきである。勿論此の價格は新農場の面積、性質、位置によりて夫々異なるものであつて、面積が小なれば小なる丈け建物などの價格が加重して、一陌當りの價格は高價となるものである。

即ち一九三八年に於ける實例を見るに次の如し。

農場の大きさ	一陌當り價格	一戸當り價格
二陌以下	一一、三五一麻	八、九〇六麻
二—五陌	四、七九三	一七、四一七
五—七・五陌	三、一四九	一九、四八〇
七・五—一〇陌	三、五八九	三二、〇三〇
一〇—一五陌	二、八四六	三四、七〇八
一五—二〇陌	二、〇三二	三五、三六三
二〇—二五陌	一、九〇五	四一、八五四
二五陌以上	一、八二三	七八、一六五

即ち一陌當りの價格は小面積のものが最も高價にして、面積を增すに從つて低下し一一、三五一麻乃至一、八二三麻を示す。然し一戸當りの價格は勿論小面積のものより面積を增すに從つて增大し、八、九〇六麻乃至七八、一六五麻に達して居るのを見るのである。

四、過少經營へ隣接地の添加

獨逸國移住法の第二の事業は過少經營にして獨立の生計を營み得ざるものに對し其の隣接地を分轄添加して經營を擴大し、以て獨立自營の健全農民を設定することにある。[1] 之れに關する成績を年次的に一表として示せば次の如きものがある。

年次	土地添加 戸數	土地添加 面積（陌）	土地添加 一戸平均面積（陌）	年次	土地添加 戸數	土地添加 面積（陌）	土地添加 一戸平均面積（陌）
一九一九—一九二五	四七、四八〇	五六、一九〇	一・二	一九三五	一三、一五六	二三、一四五	一・八
一九二六	三、五五三	四、五一四	一・三	一九三六	一〇、七八二	二三、〇四四	二・〇
一九二七	四、三六二	五、七〇〇	一・三	一九三七	一〇、七九三	二一、四〇〇	二・〇
一九二八	五、五五二	六、八一六	一・二	一九三八	七、六一〇	一六、五八八	二・二
一九二九	六、五九二	一〇、五三一	一・六	一九三九	五、六四一	一二、〇〇一	二・一
一九三〇	七、三七八	一五、八六二	二・一				
一九三一	二、七九五	二四、六一八	二・二	計	七〇、一一六	一三九、二八二	二・〇
一九三二	九、四三六	一七、七六七	一・九				
計	九六、一四七	一四二、〇九八	一・五	合計	一六六、二六三	二八一、三七九	一・七
一九三三	八、四八〇	一七、〇四七	二・〇	平均（一九一九—三三）	六、八六七	一〇、一五〇	一・五
一九三四	一三、六五四	二七、〇五六	二・〇	平均（一九三三—三九）	一〇、〇一六	一九、八九七	二・〇
				平均（一九一九—三九）	七、九一七	一三、三九九	一・七

即ち一九一九年より一九三九年迄、廿一ケ年間に一六六、二六三戸に對し二八一、三七九陌の土地を分轄添加したるものにして一年平均七、九一七戸、一三、三九九陌となる。而して今其の年次的經過を見るに一九三三年以來漸次增加して既に一萬戸を超過するに至りたるが一九三八年より急に低下して一九三九年には僅かに五千餘戸に

1）揭文前揭 684頁（別刷24—25頁）參照

過ぎざるに至りたり。之れ云ふ迄もなく現下の急迫せる獨逸國情の然らしむる所にして止むを得ざるものといふべきである。然し元來此の事業は土地の添加のみにして建物の建築を要せざるを以て戰時下に於て大工又は資材の不足するものあるに係はらず比較的に容易に實行し得るものである。從つて上に示す如く數はやゝ減少したりと雖も猶よく此れを續行し得たものと見るべきである。而して一陌當りの價格は一九三八年に於ては平均一、一九六麻にして前年の一、三二四麻よりやゝ低下せり。而して之れを新農民移住地の價格に比すればやゝ安價を示せり。即ち一九三八年に於ける新農民の移住地一陌の價格は平均二、一三二麻にして添加地のそれに比し約倍額なることを示せり。

次に一戸に添加せられたる土地の面積は一・二陌乃至二・二陌、平均一・七陌にして餘り大なるものにあらずといふことが出來る。次に土地添加の結果出來たる農家の經營面積を見るに次表の如きものがある。

年次	土地添加戸數百戸中				年次	土地添加戸數百戸中			
	一陌以下	一—五陌	五—一〇陌	一〇陌以上		一陌以下	一—五陌	五—一〇陌	一〇陌以上
一九三三	三五・一	五六・九	六・七	一・三	一九三七	四一・二	四九・四	八・三	一・一
一九三四	三六・二	五五・八	七・一	一・〇	一九三八	三四・五	五五・一	九・一	一・三
一九三五	四三・六	四九・四	六・三	〇・七	平均（一九二九—三三）	五四・七	四〇・八	三・七	〇・八
一九三六	三八・五	五三・一	八・一	一・三	（一九三三—三八）	三八・六	五三・九	七・五	一・〇

即ち一乃至五陌のもの最も多く、一陌以下のもの之れに次ぎ夫れ以外のものは甚だ僅少なりと云はざるべからず、然れども之れによつて經營面積を擴大し上級の階級に進むこと勿論にして其の實態を一九三八年の成績に見るに次表の如し。

農家の面積種別	添加前		添加後		農家の面積種別	添加前		添加後	
	戸數	面積（陌）	戸數	面積（陌）		戸數	面積（陌）	戸數	面積（陌）
○・五陌以下	四六七	七七	一九三	五二	一〇—一五陌	一、二六三	一五、〇四二	一、七四一	二一、一四七
○・五—一陌	三〇三	二〇九	二七三	一九二	一五—二〇陌	五八六	九、九八四	七八六	一三、四六九
一—二陌	五〇三	七三五	四四七	六五六	二〇—二五陌	一九二	四、一八二	二四八	七、六五八
二—五陌	一、五六七	五、二七九	一、二八七	四、四五八	二五—五〇陌	二〇九	六、七七三	三一五	一〇、〇五〇
五—七・五陌	一、二九三	七、九五五	九八五	六、一三六	五〇陌以上	五三	九、一二七	五八	九、五六九
七・五—一〇陌	一、一七六	一〇、〇七三	一、一七七	一〇、三三四	計	七、六一〇	六九、五二五	七、六一〇	八三、六二九

即ち添加を行ひたる前後を比較するに七・五陌を境としてそれ以下の階級に於ては戸數も面積も添加後に於て減少し、それ以上の階級に於ては戸數も面積も添加後に於て增加せり。之れ添加は主として七・五陌以下の農家に對して行はれたるものなることを推察されるものである。而して七・五陌は獨逸農民の家族と共に生活の出來る。即ち Ackernahrung の最小限度と考へられる平均數である。

尙ほ此處に一言すべきは土地の添加は其の小作地を以てせらるゝも少なからざることにして、一九三八年の例に見るに前表に示す如く總數に於て一六、五八八陌の添加が行はれたるが、其の內二、四八四陌、即ち一五%は現在の所有者によりて小作せられてありたる土地なりといふ。

次に添加事業の地方的分布を見るに次表の如きものがある。

過小經營者へ隣接地の添加地方別

地方	實數						計		割合%	
	一九一九—一九三二		一九三三—一九三九							
	戸數	面積	戸數	面積			戸數	面積	戸數	面積
東プロイセン	六、九四八	三二、一七九	五、〇七四	一四、八八三			一二、〇二二	三八、〇六二	七・二三	一三・五三
ブランデンブルグ	三、三五二	五、九六八	六、七〇五	一六、二八五			九、九五七	三二、二五二	五・九九	七・九一

| | | |

ダンチツヒウエストプロイセン								
獨逸國計	九六、一四七	一四三、〇九八	七〇、一一六	一三九、二八一	一六六、二六三	二八一、三七九	100・00	100・00
%	五七・八三	五〇・五〇	四三・一七	四九・五〇	100・00	100・00		

即ちプロイセンは重要なる位置を占め、戸數に於て七五・七三%、面積に於て八〇・九六%を占めて居る。而してプロイセンに於ても特にシュレジエンが主要なる位置を占め戸數は三六・七六%、面積は三一・四〇%に達するを見る所である。其他ポンメルン、ブランデンブルグ、ザクセン等はやゝ多き部類に屬する。プロイセン以外に於てはバイエルン（戸數五・九九%、面積三・三四%）、ヘツセン（戸數四・二五%、面積二・一一%）、メクレンブルグ（戸數三・六〇%、面積五・八七%）等はやゝ多き方である。而して其の數量は少なりと雖も早くも新領の土地上下ドーナウ、ダンチツヒ等に此の事業の伸展を見るは注意を要する所である。

四、移住事業の信用

以上の事業を運行する爲めには多くの費用を要したることは勿論なるが、其の額を知ること能はざるを以て一九三八年九月三十日現在として獨逸移住銀行（Deutsche Siedlungsbeanlten）が、此の事業の爲めに貸出せる所を見るに約五〇八、〇〇〇陌の土地に對し中間信用として四億九千四百萬麻、二四、三五三戸の移住者、一九五、三八〇陌の土地に對し三億七千七百二十萬麻、一六、一三〇戸の土地添加農家、四七、一〇六陌の土地に對し三千六百七十萬麻、一四、三〇〇の農場設備に對し二千八百九十萬麻、合計九億三千七百萬麻なりといふ。[1] 之れを平價として我國の貨幣に換算すれば四億五千萬圓許りなり。我國の自作農創定維持の事業はやゝ之れに類する事業にして、大正十五年以來之れが實施をなし、昭和十一年迄十一ヶ年間に一億五千萬圓を貸出し、創定農家十七萬戸、維持農家二萬戸を得て居るに比較して興味深きものがあるのである。

1） Neues Bauerntum 31. Jahrgang, Heft 1. (Jan. 1939) S. 22

五、獲得用意したる土地の利用

上述の如くにして一九一九年本事業を開始して以來一九三九年に至る迄に於て一、五七五、五二二陌の土地を獲得用意する所ありたるが、此の內實際に新農民の設定、小經營へ添加の爲め用ひられたる土地は極めて興味ある問題である。此れに就て一表を作製して示せば次の如し。

年次	獲得面積	利用面積 新農民	利用面積 土地添加	利用面積 計	獲得面積に對する利用面積の比	年々の累計 獲得面積	年々の累計 利用面積	年々の累計 比率
	陌	陌	陌	陌	%	陌	陌	%
一九一九—一九二五	二九三、四八九	一四六、七〇四	五六、二九〇	二〇三、九九四	六九・一七	二九三、四八九	二〇三、九九四	六九・一七
一九二六	四四、六七八	二五、四九〇	四、五一四	三〇、〇〇四	六七・一六	三三八、一六七	二三三、九九八	六八・四〇
一九二七	八五、九八四	三六、七〇四	五、七〇〇	四二、四〇四	四九・三三	四二五、一五一	二七五、四〇三	六四・七八
一九二八	七八、四六八	五〇、八一六	六、八一六	五七、六三三	七三・一九	五〇三、六一九	三三三、八三四	六六・三三
一九二九	一一七、一五五	六一、二一三	一〇、五三一	七一、七四四	六一・二六	六二九、七三四	四四四、九七八	六五・二八
一九三〇	一三七、一一三	七九、八三三	一五、八六三	九五、六九五	七五・二八	七四六、八四六	五〇〇、二七三	六六・九八
一九三一	一一一、九九五	九九、六二四	二四、六一八	一二四、二四三	一一〇・九四	八五八、八四一	六二四、五一五	七二・七二
一九三二	八一、七三七	八〇、二九六	一七、七六七	一〇一、九二六	一四六・四四	九四〇、五七八	七四四、二〇八	七九・一三
一九三三	一〇七、〇五八	六〇、二九七	一七、〇四七	七七、三四四	七二・二四	一、〇四七、六三六	八二一、五三三	七八・四二
一九三四	一四八、一一三	七四、一九二	二七、〇五六	一〇一、一四八	六八・三六	一、一九五、七四九	九二三、八〇〇	七七・一七
一九三五	一二二、八四八	六八、三三八	二三、一四五	九一、四八三	七四・四七	一、三一八、五九七	一、〇一四、二八三	七六・九二
一九三六	八二、二三五	六〇、三五八	三三、〇四四	八二、四〇二	一〇〇・三三	一、四〇〇、八三三	一、〇九六、六八五	七八・二九
一九三七	六三、八五九	三七、五九六	二一、四〇〇	五八、九九六	九二・三九	一、四六四、六八一	一、一五五、六八一	七八・九〇
一九三八	六三、九三三	二七、八三四	一八、五八八	四四、四二二	六九・四八	一、五二八、六一三	一、一〇〇、一〇三	七八・五一
一九三九	四八、〇九	一七、九二七	二、〇〇一	二九、九二八	六三・八〇	一、五七五、五二二	一、一三〇、〇三一	七八・〇七
計	一、五七五、五二二	九四八、六五二	二八一、三七九	一、二三〇、〇三一	七八・〇七	—	—	—

即ち新農民の移住地として用ひられたるもの九四八、六五二陌、全獲得地の六〇・二一%、小經營の添加地として用ひられたるもの二八一、三七六、全獲得地の一七・八六%、兩者合計一、二三〇、〇三二陌、全獲得地の七八・〇七%なり。故に獲得地は猶ほ三四五、四九一陌、二一・九三%を餘すものと見るべきである。而して一九四〇年一月一日現在の移住準備地は一〇七、三〇〇陌、即ち全獲得地の六・八一%なりと云へば殘す所の二三八、一九一陌、即ち全獲得地の一五・一二%は移住又は添加に用ひられざる土地と見るべきものである。

而して又新農民の移住地と小經營の添加地との割合は七七・一二%と二二・八八%である。又フインケ氏は一九一九年より一九三八年迄に獲得せられたる土地の用途を一〇〇陌當りとして次の如く計算して居る。[1]

六五陌……新農民移住地
一九陌……小經營への添加地
一六陌……道路、庭前地、不耕地其他（新農民又は添加地として不適當なる土地）

六、結　論

以上新農民の設定と、小經營者への土地添加とに就き一九三八年又は一九三九年迄の成績の大要を記述したり、今其の要點を此處に摘出して結論となすに、

㈠　新農民の設定事業は土地の獲得用意は一九三一年頃よりやゝ困難なる形勢を示したるが、一九三三年にナチス政權の確立以來漸次非常なる勢を以て促進せられたり。然れども最近に至り國家非常時の再現と共に又やゝ下向の形勢を示せり。

㈡　然れども新農民の設定はナチス政權の主要なる一方策なるを以て、其の移住には多大の努力を致し、最近に於ても數字的には下向の形勢を示すも今尚ほ相當數の設定を持續しつゝあるは注意を拂ふべきである。

1）Eberhard Vincké; Neues Bauerntüm 32. Jahrgang, Heft 3. S. 114.

(三)　而もナチスとなりて以來は健全なる獨立農民の設定に重きを置きたるを以て其の設定數は減少したるも設定面積の減少は比較的に少く、從て一農民の平均面積は漸次增大しつゝあることを示せり。今之れを數字的に觀察するに次表の如きものがある。

	一九一九—一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九一九—一九三九計
二陌以下 數	八、五四六	六三七	一、三六三	一、三四九	一、五九一	一、六四八	一、一九七	五二一	二六〇	二三九	二三四	一六九	六四	七八	三一	一七、九一八
二陌以下 %	五〇・八	三三・四	四〇・四	三一・七	二八・七	三三・一	三三・三	五・八	五・三	四・八	五・七	五・一	三・四	五・四	四・〇	三三・八
二—五陌 數	一、三五〇	一、一六〇	三四三	四六五	六七九	一、三四七	一、四七五	九二〇	三四三	三七九	三五〇	二八三	一、四一	一、四一三	一、二二	一九、一六六
二—五陌 %	六・八	八・四	一〇・二	九・五	一二・二	一〇・七	一二・七	七・〇	七・七	七・九	九・九	六・四	七・四	九・六	一一・九	二四・三六
五—一〇陌 數	一、七七五	一、〇六	二九〇	四〇三	五六三	九三一	一、五五三	五七九	一、一三五	八四七	四〇三	二八三	一、四一	一、六三	九六	一六、二一三
五—一〇陌 %	一〇・六	五・六	八・六	九・五	一〇・一	一二・四	一三・七	一〇・八	一七・七	一七・二	一〇・三	八・六	七・四	三・四	一・一	一六・二
一〇—二〇陌 數	三、九五三	七四九	九八二	一、四四六	一、一六	九三三	一、五二〇	一、三五五	一、三五五	八四七	四〇三	二八三	一、四一	六三	九六	一六、二一三
一〇—二〇陌 %	二三・五	三九・三	二八・五	三四・〇	三八・二	二二・四	三六・七	二七・二	三七・七	一七・二	一〇・三	八・六	七・四	三・三	一・一	一六・二
二〇—五〇陌 數	一、三八七	二五四	四一四	五九一	五九七	六六〇	八四一	五五七	三八九	三五九	三一六	二四九	一、一四三	六三五	四一、五七九	
二〇—五〇陌 %	八・三	一三・三	一二・三	一三・九	一〇・八	八・九	一〇・六	一〇・五	四・八	六・四	六・四	五・四	一六・二	七八・四	五三・八六	
五〇陌以上 數																
五〇陌以上 %																
計 數	一六、八一三	一、九〇六	三、三五三	四、二五三	五、五四五	七、四四一	九、〇二一	五一二	三八九	四、九一四	三、二五三	二、八〇八	一、四五六	七九八	一〇〇、〇〇	
計 %	二一・三七	二・四三	四・二九	五・四一	七・〇五	九・四六	一一・五〇	六・二五	四・九二	六・二七	四・九六	三・五二	一八・四一	一・八五		

即ち從來（特に一九二五年迄）は二陌以下のもの多數にして五〇%以上を占めたるも、其後に於ては漸次其の割合を低下し一九三九年には四%となりたり。之れに反し五陌以上の階級に於ては漸次割合を增大し、一九三九年に於ては一〇乃至五〇陌のもの八二%を占むるを見る所である。

(四)　一九一九年より一九三九年迄廿一年間に移住せしめたる新農民數は七萬八千六百六十三戶にして、過小經營に添加地をなしたる數は十六萬六千二百六十三戶なり。故に之の兩者を合する時は二十四萬四千九百二十六戶となつて、此れ丈けの獨立自經の健全農業家を設定したものと見ることが出來る。之れ本法發布以來の成果である

る。而して之れを獨逸の全農業經營數三百七萬五千餘に對比すれば 七・九六%に過ぎずと雖も之れを獨逸の二乃至五〇陌の經營數二、一三七、七一五に對比すれば一一・四六%となりて必ずしも小なりと云ふこと能はず。

(五) 而して之れに要したる費用を知ることは最も興味あることなるが、充分明かにすること能はず、唯前述の如くにして一九三八年現在の銀行負債のみにしても九億三千七百萬麻なりと云ふを以て、假りに之れを前記の戶數に割り當つる時は一戶平均六二九八麻となることを知るのである。又前述の如く土地の購入費のみにして一戶當り二四、六七四麻なるを以て少くとも一戶當り三萬麻の費用を要したることを想像さるゝものにして相當高價なる事業たることを知るものである。

(六) 尙ほ今次新らたに獨逸に併合したる新地域に於て早くも新農民の設定を行ひたるは注意を要する所である。